



定年退職者（フルタイム再雇用職員）用

令和4年度 退職準備のしおり

令和5年度から新たにフルタイム再雇用職員となる方は御覧ください。

※フルタイム再雇用職員を終了された方は「フルタイム再雇用終了職員用」のしおりを御参照ください。



目次

健康保険制度

組合員資格・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ P.1

退職後の各種事業の概要

年金・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ P.1

保健事業・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ P.1

福利厚生委託事業（リロクラブ）・・・・・・・・・・・・・・・・ P.2

貸付事業・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ P.2

地方職員共済組合大阪府支部
(大阪府総務部人事局総務サービス課)

令和5年2月

組合員資格（地方職員共済組合）

問合せ先：大阪府総務部人事局総務サービス課福利厚生・認定グループ
TEL：06-6941-0351（府庁代表）内線 4154 直通：06-6944-6083

フルタイム再雇用期間中は、共済組合員の資格が継続するため、現在御使用中の組合員証・被扶養者証等（健康保険証）は引続き御使用いただけます。

(退職後の各種事業の概要)

年金（地方職員共済組合）

問合せ先：大阪府総務部人事局総務サービス課福利厚生・認定グループ
TEL：06-6941-0351（府庁代表）内線 2150・2155 直通：06-6944-7608

老齢厚生年金の請求については、支給開始年齢に達する前に、最後に加入していた被用者年金制度の機関から請求書が送付されます。

退職後、住所・氏名等に変更があった方は、当共済組合まで御連絡ください。
併せて、地共済のホームページに掲載している「年金（老齢・障害・遺族）のしおり」も御参照ください。

在職中の病気や怪我のため現在障害の状態にある方は、一定の要件を満たす場合、障害厚生年金を受給することができる可能性があります（65歳以降は、一部請求手続きができなくなりますので御注意ください）。お心当たりのある方は、地方職員共済組合大阪府支部までお問い合わせください。

保健事業（地方職員共済組合）

問合せ先：大阪府総務部人事局企画厚生課健康管理グループ
TEL：06-6941-0351（府庁代表）内線 5771～5773 直通：06-6910-6825

○人間ドックについて

地共済の「人間ドック」を受診していただけます。
毎年4月に募集しますので、受診を希望される方は申し込んでください。

○特定保健指導について

有効期限内の受診券をお持ちの場合又は特定保健指導の指導期間中の場合につきましては、退職後も利用できます。

福利厚生委託事業<リロクラブ> (地方職員共済組合)

問合せ先：各法人担当者

ふろむな倶楽部 (TEL：0120-982-674)

リロクラブから定年退職者の方へのお祝いとして、申請により、「ふろむな倶楽部」スタンダード会員権利(永年分)が進呈されます。退職後サービスを受けられたい場合は、福利厚生倶楽部の会員資格を失う前に手続きをしておく必要があります。

福利厚生倶楽部定年退職お祝い制度 (福利厚生倶楽部の案内から抜粋)

- お祝い内容：「ふろむな倶楽部」スタンダード会員権利プレゼント(永年分)
- 「ふろむな倶楽部」とは：福利厚生倶楽部OBの皆さま向けメンバーシップです。国内2,000ヶ所以上の宿泊施設が最大90%OFF、その他グルメやレジャー施設など様々なサービスが会員特別料金で御利用いただけます。
- 申請資格：申請時に福利厚生倶楽部の会員資格を有する会員御本人で、令和4年4月1日～令和5年3月31日までに定年を迎える方。
※特別退職の方も対象となりますが、自己都合で退職される方は対象外となります。
- 申請方法：リロクラブの会員専用サイト(www.fukuri.jp)より「定年退職お祝い」で検索し、詳細ページ下部にある「お申し込みはこちら」ボタンよりお手続きください。
- 申請締切：令和5年3月31日 ※期限厳守
- 備考：VIP会員は、月会費1,000円+消費税でスタンダード会員よりさらにお得な特典で御利用いただけます。

※「定年退職お祝い制度」に関する詳細は、福利厚生倶楽部の「ふろむな倶楽部」に関するサイト(<https://www.fromnow.jp/next/>)を御覧ください。

貸付事業 (地方職員共済組合)

問合せ先：大阪府総務部人事局総務サービス課福利厚生・認定グループ

TEL：06-6941-0351 (府庁代表) 内線 2154 直通：06-6944-6854

貸付未償還金について

- (1) 退職手当からの一括償還
退職手当から控除による一括償還となります。退職手当から控除する手続は共済組合が行いますので、御本人の手続は不要です。なお、退職手当が支給されるまでの月数に応じて利息も控除されます。
- (2) 退職手当全額を控除しても、なお未償還金残額がある場合
未償還金残額を、直接、共済組合へ一括振込していただくこととなります。(金額は共済組合から連絡します。)

新たな貸付について

フルタイム再雇用の方は、一定の条件のもとで貸付を受けることができます。

フルタイム再雇用職員に係る貸付の概要は、別添資料『退職後の組合員貸付について』を御覧ください。

退職後の組合員貸付について

1 退職時の貸付金の弁済

共済組合の貸付制度は、現役の組合員の方に対する福祉事業であり、退職により組合員の資格を喪失された方は、継続して貸付制度の適用を受けることができません。

そのため、現在、共済組合から貸付けを受けている組合員の方が退職した場合は、退職後に支払われる退職手当から貸付金の残額及び利息を一括して控除する方法により、弁済していただくこととなります。

2 団体信用生命保険に係る保険料

団体信用生命保険に加入されている方は、貸付金の残額等を弁済する月まで団体信用生命保険の保障期間となりますので、退職手当が支給される月の分まで保険料を納めていただくこととなります。

なお、この保険料は、1年分を年1回納付していただいておりますので、保障期間終了後の月の分があれば返還いたします。

【例】納付月が4月である方が、4月に支払われる退職手当により残額等を弁済する場合



3 再雇用職員に係る貸付

退職後、再雇用制度により採用された職員（短時間勤務職員を除く。）の方は、次の表のとおり貸付けを受けることができます。

【再任用職員に係る貸付け（概要）】

貸付の種類	全ての貸付けが対象 ただし、住宅貸付については、再任用職員となった後の組合員期間が1年未満の場合は、受けることができません。
弁済期間	貸付けを受けた月の翌月から再任用の任期が終了する月までの月数以内
弁済額	1回当たりの月賦弁済額の合計額は、貸付申込時の給料月額範囲内
既貸付金の取扱い	退職時、退職手当又はこれに相当する手当の支給を受けたときは、再任用職員として採用された日前に受けていた貸付金を一括して弁済していただきます。

◆詳細につきましては、地方職員共済組合大阪府支部の貸付担当者にお問い合わせください。